

令和元年11月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和元年度11月総会を日置市役所日吉支所2階大会議室（日吉中央公民館）に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第39号	農業振興地域整備計画変更審議について	(2件)
議案第40号	農地法第3条許可申請書審議について	(8件)
議案第41号	農地法第5条許可申請書審議について	(5件)
議案第42号	農用地利用集積計画審議について	(16件)
議案第43号	非農地証明願出書審議について	(3件)
議案第44号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 田原 嘉治	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 日高 格一	6番 池田 澄弘
7番 野元 政博	8番 横山 義晴	9番 迫 千穂子
10番 末永 義弘	11番 馬場 五男	12番 久木田 洋子
13番 東 芳男	14番 今村 壽久	15番 山口 義廣
16番 奥 和俊	17番 濱村 義美	18番 池畑 正治
19番 今屋 政市		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 南 宏機	21番 <欠員>	22番 東峯 満	23番 松崎 秀樹
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 山下 浩二
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 有馬 修一	31番 上野 勉
32番 肥後 博	33番 西園 賢一郎	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	東 浩文
農地調整係長	元山 敏志	農業振興係	内 智富美

( 開会 9時00分 )

- 会長 ただいまから、令和元年度11月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。  
また、推進委員が14名出席しております。  
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。  
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、7番「野元 政博」委員と、8番「横山 義晴」委員を指名させていただきます。  
次に、日程第2、議案第39号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の1頁をご覧ください。2件です。  
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。  
番号1の種別は用途区分変更です。  
番号2の種別は除外です。  
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 8番 議案第39号の番号1について報告いたします。  
令和元年11月25日、私と副の山口委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。  
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。  
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律に定める要件を満たすので、変更相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 14番 議案第39号の番号2について報告いたします。  
令和元年11月25日、私と伊集院地域の農業委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。  
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。  
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。変更相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、議案第39号農業振興地域整備計画変更審議の案件について、諮問どおり

変更することが相当であることに、賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第39号農業振興地域整備計画変更審議の案件について、諮問どおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第3、議案第40号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の4頁をご覧ください。8件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は15,467㎡、作物は水稲です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,953㎡、作物は水稲です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,483㎡、作物は野菜です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,233㎡、作物は水稲です。

なお、これは兄弟間の所有権移転です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は19,453㎡、作物は水稲です。

番号6と番号7の権利取得者は同一人物で、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は26,447㎡、作物は水稲です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,597㎡、作物は野菜です。

以上、計8件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第40号の番号1について報告いたします。

令和元年11月19日、私と副の東委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第40号の番号2について報告いたします。

令和元年11月19日、私と副の東委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第40号の番号3について報告いたします。

令和元年11月19日、私と副の奥委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第40号の番号4について報告いたします。

令和元年11月22日、私と副の馬場五男委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第40号の番号5について報告いたします。

令和元年11月20日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第40号の番号6と番号7は権利取得者が同一人物ですので、一括して報告いたします。

令和元年11月20日、私と副の本村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第40号の番号8について報告いたします。

令和元年11月20日、私と副の楠委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第40号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第40号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可するこ

とに決定しました。

次に、日程第4、議案第41号農地法第5条許可申請書審議の案件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の15頁をご覧ください。5件です。

番号1の転用目的は、現場事務所、権利種別は使用貸借権設定です。

番号2と番号3の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。

なお、番号1は、一時的な利用に供する一時転用です。

以上、計5件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

5番

議案第41号の番号1について報告いたします。

令和元年11月19日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、農用地区域内農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番

議案第41号の番号2について報告いたします。

令和元年11月21日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約4.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第41号の番号3について報告いたします。

令和元年11月21日、私と副の馬場五男委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日吉支所から約270mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番

議案第41号の番号4について報告いたします。

令和元年11月22日、私と副の野元委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第41号の番号5について報告いたします。

令和元年11月22日、私と副の松崎弘安委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑ございませんので、議案第41号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数ですので、議案第41号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第42号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

まず、議事参与制限等の案件を先に審議いたします。

会長

楠委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

3番

〔退席〕

会長

事務局の説明を求めます。

事務局

24頁の番号5です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は2,611㎡、計2,611㎡、うち再設定面積は2,611㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]  
会長 質疑ございませんので、議案第42号農用地利用集積計画審議の楠委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]  
会長 賛成多数ですので、議案第42号農用地利用集積計画審議の楠委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。  
楠委員に着席の連絡をしてください。

3番 [着席]  
会長 次に、東委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]  
会長 事務局の説明を求めます。  
事務局 24頁の番号6、番号7です。貸借です。  
これにつきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。  
面積について、田は2,702㎡、畑は3,482㎡、計6,184㎡、うち再設定面積はなし、  
利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。  
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]  
会長 質疑ございませんので、議案第42号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]  
会長 賛成多数ですので、議案第42号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。  
東委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]  
会長 次に、濱村委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 [退席]  
会長 事務局の説明を求めます。  
事務局 24頁の番号8から番号10です。貸借です。  
これにつきましては、濱村委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。  
面積について、田はなし、畑は2,056㎡、計2,056㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は3件、うち再設定件数はなしです。  
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]  
会長 質疑ございませんので、議案第42号農用地利用集積計画審議の濱村委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]  
会長 賛成多数ですので、議案第42号農用地利用集積計画審議の濱村委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。  
濱村委員に着席の連絡をしてください。

17番 [着席]

- 会長 議事参与制限等の案件が済みしましたので、その他の案件を審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 所有権移転から説明いたします。資料の21頁です。  
面積について、田はなし、畑は914㎡、計914㎡、利用権設定件数は1件です。  
次に、貸借について説明いたします。資料の22頁から25頁です。  
面積について、田は5,112㎡、畑7,729㎡、計12,841㎡、うち再設定面積は5,244㎡、利用権設定件数は9件、うち再設定件数は5件です。  
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 何かご質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、議案第42号農用地利用集積計画審議の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数ですので、議案第42号農用地利用集積計画審議の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。  
次に、日程第6、議案第43号非農地証明願出書審議を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の26頁をご覧ください。3件です。  
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。  
番号1は、20年以上経過した宅地です。  
番号2は、雑種地です。  
番号3は、20年以上経過した宅地です。  
以上、計3件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 12番 議案第43号の番号1について報告いたします。  
令和元年11月23日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。  
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 12番 議案第43号の番号2について報告いたします。  
令和元年11月23日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
認定基準の該当項目は、3号雑種地で農地として利用できない土地です。  
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 9番 議案第43号の番号3について報告いたします。  
令和元年11月20日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。



当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて非農地として証明することが相当であるとの報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第43号非農地証明願出書審議のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第43号非農地証明願出書審議のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

次に、日程第7、議案第44号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の30頁をご覧ください。

申出分で、田は1筆307㎡、畑はなし、計1筆307㎡です。農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第44号荒廃農地に係る非農地判断審議の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第44号荒廃農地に係る非農地判断審議の案件について、非農地として判断することに決定しました。

すべての審議が終わりました。閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和元年度11月総会を閉会します。

( 閉会 10時00分 )

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 ..... (印)

7番 ..... (印)

8番 ..... (印)